

危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の記載要領

危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書は次に示す記載例に留意し、記入してください。

様式第1の2（第1条の6関係）

危険物 **仮貯蔵** 承認申請書
①仮取扱い

		元号〇〇年〇〇月〇〇日	
京都市〇〇消防署長 殿		申請者	
②		住所京都市〇〇区〇〇町〇〇番地(電話 123-4567)	
		氏名〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎	
③	危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 電話 123 (456) 7890
		氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎
④	仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 〇〇倉庫内
⑤	危険物の類、品名及び最大数量	第4類 第3石油類 絶縁油 3000L(指定数量 2000L)	指定数量の倍数 1.5倍
⑥	仮貯蔵・仮取扱いの方法	別紙（作業工程表）のとおり	
⑦	仮貯蔵・仮取扱いの期間	元号〇年〇月〇日から元号〇年〇月〇日まで 〇日間	
⑧	管理の状況 (消火設備の設置状況を含む)	別紙（平面図）のとおり (第5種消火設備 ABC 粉末消火器 10型2本)	
⑨	現場管理責任者	住所	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地 緊急連絡先 090 (1234) 5678
		氏名	〇〇株式会社 総務課長 消防 次郎 【危険物取扱者免状：有（種類：乙4）・無】
⑩	仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	変圧器絶縁油を入れ替えるため 現状復旧後、廃液については外部搬出し処分	
⑪	その他必要事項	仮貯蔵等承認済みの掲示板及び火気厳禁の標識を見やすい箇所に掲示する。	
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		承認年月日 承認番号	

以下略

- ① 仮貯蔵又は仮取扱いのいずれか該当する方を○で囲んでください。又は該当しない方を二重取消線で消してください。
- ② 仮貯蔵等の承認申請を行った日付を記入してください。
仮貯蔵・仮取扱いを実施する場所を所管する消防署長宛としてください。
申請者の住所及び氏名は、仮貯蔵等の行為を行う方又は当該仮貯蔵等に対して管理責任がある方（法人の場合は、その所在地及び代表者）の住所及び氏名としてください。ただし、請負工事に伴い、仮貯蔵等が必要な場合について、発注者又は請負業者のいずれが申請者になるかは、仮貯蔵等の行為に対して管理責任を負う方を申請者としてください。
- ③ 仮貯蔵・仮取扱いに係る危険物を所有、管理又は占有する者の住所、電話番号及び氏名を記入してください。
- ④ 仮貯蔵等を行う住所及び実施場所について記入してください。
- ⑤ 仮貯蔵等を行う危険物の類、品名、数量を記載する。
品名が多いときは、別紙に記入してください。
屋外で仮貯蔵等が行われる場合には、京都市危険物審査基準第17章4で、屋外における仮貯蔵等を行うことのできる危険物の類、品名を確認してください。
（例） 「第4類第2石油類（灯油）1500L」
仮貯蔵等を行う危険物の最大倍数を記入してください。
小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入してください。
- ⑥ 仮貯蔵等の具体的な方法を簡潔に記入してください。
（例） 「A棟北側のタンク（〇〇リットル）にタンクローリーから受け入れ後、水で希釈（〇〇％）する。」
- ⑦ 仮貯蔵等を行う期間を記入してください。
開始日を含めて10日以内であることを確認してください。
- ⑧ 仮貯蔵等を行う場所から周囲の保安対象物件（危政令第9条第1号イからへまでに規定するもの）までの水平距離を記入してください。
図面による場合は、「別紙のとおり」と記入し、図面を添付してください。
（例） 「北側30mに住宅」（方角、距離及び保安対象物件）
仮貯蔵等を行うために設置する消火設備を記入してください。
消火設備については危険物の性質及び数量に応じて、その能力単位が所要数値に達するように設置してください。
（例） 「第5種消火設備ABC粉末消火器 10型 2本」
- ⑨ 仮貯蔵等の場所又は行為の管理責任を負う方の住所及び緊急連絡先を記入してください。
会社名、職及び氏名を記入してください。
また、当該管理責任者の危険物取扱者免状の有無、免状の区分を記入してください。
- ⑩ 仮貯蔵等を行う目的を簡潔に記入してください。
（例） 「臨時ヘリポートの燃料を貯蔵するため」
「清酒製造用の添加アルコールを調合するため」

「変圧器絶縁油を入れ替えるため」等

仮貯蔵等の期間後の状況及び危険物の処理方法等について記入してください。

- ⑪ その他必要な事項欄に例のとおり記入してください。その他特記事項があれば空欄に記入してください。

(例) 「仮貯蔵等承認済の掲示板及び火気厳禁の標識を見やすい箇所に掲示する。」

2 添付図面等について

添付図面等は、承認の審査に必要な危事務規程第13条第2項第1号から第5号までに規定する図面等とし、承認の審査に不必要な図面等を添付する必要はありません。

(危事務規程第13条第2項第1号から第5号までに規定する図面等)

- (1) 仮貯蔵又は仮取扱いをする場所並びにその周囲の状況を示した平面図、立面図及び断面図
- (2) 建築物内で仮貯蔵又は仮取扱いをする場合は、当該建築物に関する平面図、立面図及び断面図並びに構造設備図
- (3) 仮貯蔵又は仮取扱いを行うための設備の位置、構造及び設備の明細書
- (4) 消火設備に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止上必要な事項に関する書類及び図面